

**北海道告示第11407号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業（ししゃもこぎ網漁業）（えりも以東海域）について、制限措置を次のとおり定めた。  
令和2年12月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
小型機船底びき網漁業（ししゃもこぎ網漁業）	日高海域	別記のとおり	毎年、10月1日から12月10日まで	－ （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：6隻）	10トン未満	日高振興局管内に住所を有する者
同 上	十勝海域	別記のとおり	同 上	－ （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：91隻）	同 上	十勝総合振興局管内に住所を有する者
同 上	釧路A海域	別記のとおり	同 上	－ （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：90隻）	同 上	釧路総合振興局管内に住所を有する者
同 上	釧路C海域	別記のとおり	同 上	－ （許可又は起業の認可を受けている船舶の数：12隻）	同 上	同 上

**別記 操業区域****1. 日高海域**

えりも町字庶野に設置した北海道水産林務部三角点S13より30度03分21秒880.03メートルの点から112度30分の線以東、えりも町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の海域。  
ただし、水深30メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める猿留川河口附近の海域は除く。

**2. 十勝海域**

えりも町と広尾町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以東、浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以西の海域。  
ただし、水深30メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める広尾川、歴舟川、十勝川河口附近の海域は除く。

**3. 釧路A海域**

浦幌町と釧路市音別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から138度50分の線以東、釧路市と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西の海域。  
ただし、水深30メートル以深及び北海道漁業調整規則第43条に定める新釧路川河口附近及び次の点で囲まれた茶路川、音別川、庶路川、寒川河口附近の海域は除く。

- ・茶路川
  - ア. 河口左岸から海岸線500メートルの点
  - イ. 同点から真方位151度00分、500メートルの点
  - ウ. 河口右岸から海岸線500メートルの点
  - エ. 同点から真方位151度00分、500メートルの点
- ・音別川
  - ア. 河口左岸から海岸線500メートルの点
  - イ. 同点から真方位141度25分、500メートルの点
  - ウ. 河口右岸から海岸線500メートルの点
  - エ. 同点から真方位141度25分、500メートルの点
- ・庶路川
  - ア. 河口左岸から海岸線500メートルの点
  - イ. 同点から真方位155度18分、500メートルの点
  - ウ. 河口右岸から海岸線500メートルの点
  - エ. 同点から真方位155度18分、500メートルの点
- ・阿寒川
  - ア. 河口左岸から海岸線500メートルの点
  - イ. 同点から真方位174度25分、500メートルの点
  - ウ. 河口右岸から海岸線500メートルの点
  - エ. 同点から真方位174度25分、500メートルの点

**4. 釧路C海域**

厚岸町と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以西、釧路郡釧路町尻羽岬先端から180度の線以東の海域。  
ただし、水深30メートル以深の海域は除く。